

# 都市財政の危機と課題

柏 井 象 雄

## 〔 I 〕 都市財政の危機

都市財政は深刻な危機に直面している。

たとえば、大阪市を除く大阪府下30市の昭和50年度決算によると、単年度収支で26市が赤字を計上している。赤字額は約125億円にのぼっている。実質収支では22市が赤字で、赤字総額は約265億円である。

財政危機は経常収支比率の上昇という形でもあらわれている。同じように、大阪市を除く大阪府下30市の経常収支比率をみると、昭和47年度には、75%未満4市、75～80%未満3市、80～90%未満10市、90～100%未満10市、100%以上3市であったが、昭和50年度には、75%未満1市、80～90%未満3市、90～100%未満11市、100%以上15市となっている。経常収支比率は、経常的に支出される経費に充てられた一般財源が、経常的な一般財源に対してどれだけの割合を占めているかを示す数値である。これが低い場合には臨時的な歳出にあてうる一般財源がそれだけ多く残されているわけで、弾力性に富んだ財政運営が可能になる。通例、経常収支比率の健全なラインは75%程度といわれている。大阪府下の場合、昭和50年度では、大阪市を除く30市のうち、1市が75%を割るだけで、29市が80%以上である。しかも半数の15市では100%以上になっている。

第1に、行政需要の増大におされて、行政機構がふくれあがってきた。当然、職員数も急増した。給与水準もいわゆる「あたり」や「昇短」等の措置でおしあげられた。職員数がまし、給与水準がおしあげられるのであるから、人件費

## 都市財政の危機と課題

の増加をさげえない。

第2に、予算の編成では、必ずしも緊急度や優先順位が考慮されず、前年度基準にしたがって、財源にゆとりがあれば、それが一律に各部門に配分されるか、無造作に新しい施策に充当された。また、経費の使用についても、資金の流れはチェックされるが、行政効果といった角度からの検討がおろそかにされがちであった。財源の効率的利用についての配慮にきびしさを欠いていた。

第3に、市の提供する行政サービスは、その便益が市民全体に拡がるいわゆる一般的行政サービスと特定の個人に便益が帰着するいわゆる個別的行政サービスに大別される。前者については財源を全市民が負担する市税収入に求め、後者については財源を受益者負担に求めるというのが筋道であるが、当然、財源を受益者負担に求めるべき部分が市税収入で補充されたから、市税収入を本来の用途に充当しえず、それが財政運営に影響を及ぼした。

第4に、公共施設の建設が急速に進められ、公債に依存する割合がましたから、公債費が累増したし、施設の維持管理費の増大が財政に対する圧迫要因になった。

第5に、とくにいくつかの市では、地価の上昇に対抗するために用地の先行取得が行なわれたが、必ずしも用地取得が見通しをもって計画的に進められたわけではなかった。取得された用地の少なからぬ部分が未利用のままに放置されたし、しかも、取得に要する財源を借入金によったから、借入金の償還や利払に要する負担が財源面にのしかかってきた。

経済が順調に伸びている間は、市税収入や交付税収入も大幅に増加したから、こうした問題も表面化しなかった。ところが、経済成長の鈍化で、市税収入や交付税収入が伸び悩むにつれて、財政硬直化の原因が大きく浮かびあがり、都市財政は深刻な危機に当面するに至ったのである。

「地方財政白書 昭和51年4月」は、「このような経済情勢を反映して、昭和50年度は地方財政にとっても近年にない厳しい年になった。……………地方公共団体自身としても、行財政運営を徹底的に見直し、歳入の確保と経費の節減

## 都市財政の危機と課題

合理化を図る必要に迫られたのである。……………今日、各地方公共団体は、地域住民の生活安定と福祉充実を配慮しつつ、一般行政経費については厳に抑制するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本として、新しい経済情勢に即応した機動的弾力的行政運営を図ることが望まれている」(1頁)。「昭和51年度についても、50年度と同様、地方財政をとりまく諸条件は厳しいものと予想される。特に50年度実質収支において赤字を生ずる団体や前年度からの繰越金あるいは積立金のとりくずしなどによって50年度の歳入不足を補った団体、さらには50年度の支出要因を51年度に繰り延べた団体などにおいては、事態は一層深刻になろう」(169頁)。と訴えている。

また、昭和52年度には、地方財政の赤字額は約2兆700億円にのぼり、それを国と地方団体が折半で穴埋めすることになる。具体的にはその50%にあたる部分を国が地方交付税の増額という形で負担し、残りの部分を地方債の発行で補充する。といわれている。

都市を含めて地方団体の財政は、きわめて厳しい条件のもとにおかれているのである。

都市財政の危機を克服するために、行政機構を簡素化したり給与体系を適正なものに組みかえねばならない。予算の編成や執行といった面についての工夫も必要である。見通しをもった行財政の運営が行なわれねばならない。しかし、それと同時に、都市財源の拡充と市の守備範囲といったものについての明確な基準の確立がなければならないのである。

都市財政の主力は市税収入である。ただし、経済力に恵まれず税収の不足するところには交付税が支給される。また、都市経費の性格に応じて、補助金や道路目的財源が支給されるし、地方債の発行も認められる。受益者負担も徴収されている。すべてが、都市行政なり都市財政の実態に見合うようにしくまれたり運用されねばならない。たとえば、交付税の総額が必要なだけ確保された上、それぞれの都市行政なり都市財政の実情をくみとって配分されねばならないし、起債も有効に活用されねばならない。補助金や道路目的財源もそれぞれ

## 都市財政の危機と課題

の役割が果せるように支給されねばならない。しかし、その前に、都市税制が都市行政の性格に対応するようにくみたてられねばならないし、受益者負担制度の確立が必要である。

市民生活を守るために増大する行政需要に応じていかねばならないが、それには財源の裏づけが必要である。当然、市民の要請に応えるには、それに見合うだけの負担の増加についての市民の合意がなければならないが、その場合、基本的には、市は行政サービスの性格にしたがって、租税負担なり受益者負担を市民に求めねばならないからである。

### 〔Ⅱ〕 都市税源の拡充

地方団体なり地方行政の性格を基準にして、通例、課税対象の定着性と普遍性、収入の安定性が地方税の具備すべき条件であるとされた。第1に、地方団体の行政区画は国民経済の拡がりを分断しているから、網の目がそれぞれの行政区画の内部にかぎられている地方団体の徴税機構では、全国的な性格をもった課税対象を有効に処理することが困難である。第2に、税源が地域的に偏在する場合には、税源に恵まれた地方団体では十分な税収がえられるから行政水準を高いところに維持できるが、そうでないところでは、必要な税収がえられず行政水準も低いところに抑えられることになる。たとえば、経済力の地域格差を反映して、ある地方団体では住民の所得水準は高いが、他の地方団体では低所得層が大きな比重を占めている。所得課税が大きなウェイトを占める場合には、後者では十分な税収がえられず財政力の地域格差がきわだってくる。もし、後者で行政水準を前者のところまで引きあげようとするれば、少数の高額所得者に重い租税負担を求めねばならないから、過重な租税負担が高額所得者を他の地方団体に追い出して、一そう財源不足の幅を大きくするという結果をさげえない。第3に、地方行政は住民の日常生活に密着している。景気の様相にかかわらず住民の日常生活を支えていかねばならないのであるから、そのような行政を裏づけるべき財政の幅も景気の動きにしたがって増減する税収に対応

して伸縮しうる余地は小さい。景気の後退期に税収が減少しても起債で税収のおちこんだ部分を補充しうるというのであればよいが、地方団体の起債力は国の場合に比べて制約されている。だから、景気の様相にしたがって収入が大きく変動するような税種は地方税としては好ましくない。などというのがその理由である。

ところが、人口と産業の集中や市民所得の向上、さらに福祉充実への市民の要請などといった事情におされて都市経費は膨張するが、市税収入の伸びは都市経費の膨張に見合わない。そういう意味で、都市税源拡充の方向として、都市税制の条件の一つに伸張性といった条件を加えるべきであるとされた。国税所得税や法人税の一部地方移譲が必要であるといわれているのは、そのような方向に沿って都市税源を拡充しようとするものである。

しかし、都市税源拡充の方向として、いま一つ配慮すべき問題がある。現行の都市税制では、受益や社会的費用に見合うだけの負担を十分求めがたいというのが実情である。都市税制のかかえているこのような弱点が是正されねばならないのである。

第1に、集中が集積の利益を伴って企業の都市集中が進むが、企業の都市集中を支える上で都市の行政サービスが大きな役割を果している。企業が集中し、しかも企業活動の規模が拡大するのであるから、企業の集中や企業活動の規模の拡大に見合うように生産基盤を整備拡充しなければならない。ところが、現行の市町村税制度では、必ずしも企業の受益に見合うほどの負担を企業に求めえない。特定のグループが受益者である場合に、それ相応の負担をそのグループに求めるのでなければ負担の公平を期しがたい。

また、集中が都市の収容力の限度をこえて、企業活動が都市社会に対してマイナスの影響を及ぼしている。その尻ぬぐいに市は少なからぬ支出をしなければならない。また、企業活動が社会的費用を伴うのであるが、価格計算のなかにその部分がおろこまれず資源の適正な配分をゆがめている。だから、都市に立地する企業に、社会的費用にあたる部分を租税の形で求める必要がある。

## 都市財政の危機と課題

こうした目的を実現するために事業所税が設けられた。しかし、課税範囲が特定の都市にかぎられている。課税範囲が拡大されねばならない。また、企業の受益なり企業活動の伴う社会的費用をとらえられるような課税標準が定められねばならない。

都市行政は大づかみにみて二つに区分できる。一つは全市民に便益が及び市民生活の向上につらなるものである。いま一つは、企業活動の能率向上に役立つものである。前者は便益が市民生活全般に及ぶのであるから、必要な財源は市民全体の負担する租税によるのが筋道である。ところが、後者の場合、とくに企業がその恩典に浴するのであるから、その種の行政サービスの提供に要する費用の財源は企業に求めるべきであるとする考えかたがある。その場合、企業の行政サービスによる受益は企業活動の規模に比例するとみてよいが、企業活動の規模はそれぞれの付加価値額でとらえられるはずであるから、都市の提供する行政サービスのうちとくに企業に利益をあたえるものについては、その財源は企業の付加価値額を対象にした付加価値税によるべきであるとされている。

企業の受益なり企業活動が伴う社会的費用に見合う負担を企業に求めようとする事業所税では、床面積と支払い給与額が課税標準にとられているが、いまいったような意味で、企業の付加価値額が課税標準にとられてもよいわけである。

第2に、市民の日常生活は地方団体の行政区画にかかわらず生活圏の拡がりのなかで行なわれている。市民は行政区画にかかわらず流動しているのである。どの市にしても少なからぬ流入人口をかかえこんでいる。当然、ある市の市民が他市の行政サービスの恩恵に浴している。また、どの市にしても、流入人口がますますしたがって、それに対応して公共施設を整備しなければならない。ところが、現行の市町村税制度では、必ずしも、流入人口の担税力を十分とらえられないから、流入人口に提供する行政サービスの代償を求めない。現行の市町村税制度でそのような税種を求めるとすれば、たばこ消費税程度で

ある。前々から、都市税制では消費流通課税の拡充が必要であるとされているが、こうした受益と負担についての不公平を是正しようとするところにも一つの理由があった。こうした方向に沿うものとして考えられるのが小売売上税である。もっぱら財産税に依存するという方向をとってきたアメリカの都市で小売売上税の市税収入に占める割合がましている。

ところが、小売売上税には、大きな収入を期待しうるし、流入人口にも負担を求めることができるといった利点もあるが、反面、小売売上税には、逆進的な負担を伴うといった弱点がある。

小売売上税の逆進性を緩和するために、生活必需品を課税対象から除外するといったいきかたがとられている。また、小売売上税納税分として1人当りについて定められた額を家族数に応じて所得税から控除し、所得税の課税最低限以下のものについては、同じ方式で算出した額を払いもどすといういきかたもある。このような方式で小売売上税の逆進性が緩和されれば、流入人口にもそれ相当の負担を求めるという意味で考えられてよい税種である。

都市行政の主要な部分は市民全体に便益が拡がっていくものである。代償を支払わないものもその恩典から排除されることがないから市場経済での処理によるわけにはいかない。そこで、この種の財・サービスの提供を市がとりあげているのである。市民全体に便益が拡散するのであるから、そうした行政サービスを支える財源は市民全体の負担する市税収入によっている。ところが、便益の拡がりといった角度からみた場合に、市の提供する行政サービスのなかには、第1に、便益が市民全体に拡がっていくというよりも、むしろ、企業活動の基盤整備といったものや、企業活動に伴う社会的費用のいわば尻ぬぐいといったものが少なくない。第2に、市税収入に十分寄与しない流入人口に便益をあたえるものも含まれている。企業活動の基盤整備や企業活動に伴う社会的費用のいわば尻ぬぐいといった行政サービスについては、当然、それ相応の負担を企業に求めねばならないし、市税収入に十分寄与しない流入人口に提供される行政サービスの財源は、それを流入人口に求めるような方向をとるべきである。

## 都市財政の危機と課題

都市税制の拡充については、負担を公平に配分する意味で、こうした配慮がなければならぬのである。

### 〔Ⅲ〕 受益者負担制度の確立と市の守備範囲

都市の提供する行政サービスのなかには、特定の個人に便益をあたえるものが少なくない。便益が特定の個人に帰着するのであるから、その種の財・サービスの提供に要する費用の財源を市民全体が負担する市税収入によるというのでは、市民全体の負担で特定の利用者に利益があたえられることになる。また、それぞれの受益度が必ずしも同一でないから、おのおのの受けとる便益の程度に応じて、それぞれに負担を求めらねば不公平な結果をさげえない。市の提供する行政サービスのいくつかのものについて、料金や使用料・手数料等が徴収されているのはこのような理由によるのである。

とくに、特定の個人に便益が帰着する場合に、財・サービスの提供に必要な財源を、市民全体が負担する市税収入によったのでは、特定の利用者が他の負担で便益を受けとることになるから、需要の価格弾力性が大きい場合には、需要が大きくふくれあがって、それに応えるために市は行政サービスの量を必要以上にまさねばならない。その部分を市税収入で補充しなければならないのであるから、他の用途にあてるべき市税収入がそれだけ小さくなるし、市民全体に便益が広がる行政サービスの財源にあてるという市税収入を本来の用途に利用しえないわけである。ところが、それぞれの受益度にしたがって代償が求められると、利用者はおのおのの受益の程度と支払わねばならない代償のバランスをたえず計算するのであるから、いまいったような問題をさげることができる。

こうして、受益者負担の利点は、個々の利用者にそれぞれの受益度にしたがって負担を公平に配分しうる点と、資源配分面で需給の調整に関して価格のもつ機能を期待しうる点とにあるとされている。都市税制が都市行政なり都市経費の実態に見合うような線に沿って拡充されねばならないが、都市の提供する行政サービスのなかには、特定の個人に便益が帰着するものが少なくないの



であるから、受益者負担制度がその利点を発揮できるようにしくまれねばならないのである。

料金や使用料・手数料等を適正な水準に引き上げる努力をさけようとする傾向が強い。そうした方向への利用者の抵抗も強い。使用料や手数料が適正な水準に定められないから、その分を市税収入で補充しなければならない。また、料金が適正なところに定められないから、水道・病院や国民健康保険事業等の各会計への一般会計からの繰り出し分が大きくなって、それだけ本来の用途にあてるべき市税収入にくいこみ財政運営面に影響を及ぼしている。たとえば、地方公営企業法はその第21条の2で、「前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」として、適正な料金を徴収すべきであるとしているが、こうした規定を守るような努力がみられない。

受益者負担の制度は、市が提供する財・サービスに要する費用を個々の利用者、それぞれの受益度にしたがって負担を求めるというのであるから、企業の費用計算の例にしたがって課徴額を決定すればよい。

もっとも、受益者負担の対象になる行政サービスのなかには、第1次的には便益が分割されて個々の利用者に帰着するが、その効果がさらに個々の利用者の枠をこえて市民全体の福祉の向上につらなっていくものがある。そのような行政サービスに関しては、筋道としては、前者の部分はそれぞれの受益度にしたがって受益者負担を求め、後者については、その財源を市民全体が負担する市税収入に求めればよい。いわば、この種の行政サービスの価格は、個々の利用者がそれぞれの受益度にしたがって支払う部分と市民全体にもその効果が拡がっていくから市民全体が負担する市税収入に依存する部分からなると考えてよいわけである。だから、市の提供する行政サービスがこのような性格をもち、便益の何がしかは直接個々の利用者に帰着するが、さらに便益の何ほどかの部分は市民全体にも拡がっていくという場合には、必要な財源のすべてを受益者

## 都市財政の危機と課題

負担に求めなければならないということはない。外部効果を伴う場合には、それに見合って、当然、市民全体の負担する市税収入が充当されてよいのである。

また、市が提供する財・サービスのなかには、所得再分配といった配慮の必要なものがある。このような場合には、受益者負担の課徴額を低めに抑えるようないきかたがとられてよい。受益者負担が低めに抑えられる分だけ、収入が財・サービスの提供に要する費用を下回ることになるが、所得再分配といった政策的配慮によるのであるから、収入の費用に不足する分は市税収入で補充されてよい。

たとえば、市が提供する財・サービスのあるものについては、費用計算にもとづいて割り出されたものよりも低いところに課徴額を定めて、市民生活への影響を緩和したり、とくに低額所得者の負担を軽減するような措置がとられている。市営住宅が低い賃貸料で提供されているし、老人の医療費の1部を市が負担している。福祉施設が無料であるいは低い使用料で老人・幼児・心身障害者さらに困窮者などの利用に供されている。市営交通事業の料金決定についてもそのような政策的配慮がとり入れられている。利用者が当然支払わねばならない額よりも低い代償で財・サービスが市によって提供されるのである。受益者負担が低めに抑えられる分だけ、収入が財・サービスの提供に要する費用を下回ることになるが、所得再分配といった政策的配慮によるのであるから、収入の費用に不足する分は市民全体の負担する市税収入で補填されている。

そういう意味で、受益者負担の課徴額の決定は、企業の費用計算の例にしたがえばよいのであるが、便益が個人の枠をこえてその効果が市民生活全般に及ぶ部分や所得再分配政策によって受益者負担を低めに抑えたい部分については市税収入が投入されてよい。しかし、このような場合には、市民全体の負担した市税収入で、この種財・サービスの提供に要する費用の財源が補填されるのであるから、市税収入が本来の用途に使用されるように明確な基準を求めた上、その基準に合致するようにされねばならないのである。市民全体が負担した市税収入は、市民生活全般に便益が拡がっていく行政サービスや所得再分配とい

った目的実現のための財源にあてるとというのが本筋である。そうでなければ、受益者負担制度本来の機能を期待しえない。負担配分の公平がえられないし、適正な行政水準を確保しえないことになる。受益者負担制度は、こうして、その課徴額の決定にあたって、きわめて困難な問題を解決してかからねばならないのであるが、そうした問題解決への努力の積みあげが必要である。

市民社会全体に便益が広がっていく財・サービスが市によって提供されている。その他、特定の市民に便益が帰着するが、さらに、その効果が個人の枠をこえて市民全体に広がる財・サービスや、便益が特定の個人に帰着して便益に見合う代償を個人に求めることができるから、市場経済での企業の活動に依存することもできるが、企業の活動にまかせたのでは、特定の企業が競争を排除して独占の弊害を伴いやすいといった財・サービスが市によって提供されている。また、とくに、老人・幼児・心身障害者・困窮者等を対象に財・サービスが提供されている。

ところで、特定の利用者に直接便益が帰着し、それぞれの受益度を明確にとらえられるというのであれば、個々の利用者の受益の程度にしたがってその代償を価格の形で回収することができるのであるから、その種の財・サービスの提供を市場経済の企業活動に一任して差し支えないわけである。第1次的には個々の利用者に便益が帰着するが、市民社会全体にもその効果が広がっていく部分や、政策的な配慮で価格を低めに抑えたい部分については、市が市税収入のなかから補助金を支給して、企業が直接利用者から代償を回収しえない部分を補填すれば、企業の収支はバランスがとれるはずである。

市民の日常生活と密接な関係があり、その経営政策が市民生活に重大な影響を及ぼしやすい事業が、市場経済での企業の活動にまかされている。この種の事業については、市場経済での企業の活動にまかすが、財・サービスの量や質、さらに価格の決定について規制を加えるという方式がとられている。企業活動に対する規制措置を通じて市民生活が守られているのである。規制措置が有効にはたらけば、財・サービスの提供が市場経済で企業によって行なわれても、

## 都市財政の危機と課題

市民生活に対する好ましくない影響はふせげるし、市民福祉の向上といった目的も達成されるのである。

企業に補助金を支給したり、企業の活動を規制する。そして、財・サービスの産出量や価格を適正なところに維持させる。また、質なり内容について一定の水準を守らせる。などといった結果がえられるというのであれば、必ずしも市が自らの手で財・サービスを提供しなければならないということはない。

ところで、企業にまかせてよい財・サービスの提供を、あえて市が自らの手で行なわねばならない根拠は、第1に、便益が直接個々の利用者に帰着するが、その効果が利用者の枠をこえて市民生活全体にも広がっていくものがある。価格計算の対象にできるのは利用者に直接便益が帰着する部分だけであるから、市場経済での企業の活動に放任したのでは、必ずしも市民社会全体として望ましいだけの産出量は期待できない。だから、その種の財・サービスの提供は市自らの手で行なって、市民全体に便益が広がっていく部分と個々の利用者に便益が帰着する部分を含めて、市民社会全体として望ましい産出量を確保したい。第2に、ある種の財・サービスについては、価格を低めに抑えてとくに低所得層の負担を緩和したい。しかし、そのようないきかたを企業に求めにくい。第3に、ある種の財・サービスでは、特定の企業が競争を排除して独占の弊害を伴いやすい。産出量を制限して価格を不当につりあげたり、財・サービスの質を低下させる恐れがある。市民生活を守るために、産出量や価格を適正な水準に保ちたいし、質の低下をふせぎたい。などといったところにある。

さきにもいったように、市場経済での企業の活動に依存しても、企業の自由な活動に放任するというのではなく、補助金を支給したり規制を加える。といったいきかたによっても目的は達せられるはずであった。そのような措置で目的が十分達せられ、市民生活を守ることができるというのであれば、財・サービスの提供を市場経済での企業の活動にまかせて差し支えないのである。ところが、いまいったような措置で必ずしも十分目的を達しにくい場合もある。そうなれば、企業にまかせたのでは期待しにくい市民の福祉向上を実現するために、

やはり市が自ら財・サービスの提供にあたらねばならないのである。

そういう意味で、財・サービスの提供についての市の守備範囲ともいうべきものを求めるには、市が自らとりあげるものでなければ、市民生活を支え、さらに市民の福祉向上を実現しえないかどうかといった点について十分な検討がなければならないのである。受益者負担制度が確立されねばならないが、その前に、どこまでを市の守備範囲にするかについての判断がなければならない。

さらに、市と企業のどちらが、より効率的に、したがって、より少ない費用で財・サービスを提供しうるかといった点が比較されねばならない。

企業は利潤動機に導かれて、最小の費用で財・サービスを提供する努力をつづけている。企業の体制もそうした目的に沿うようにしくまれている。そうでなければ、企業は市場経済でのきびしい競争にたえて生きつづけることができないのである。ところが、行政機構は必ずしも同じようにはしくまれていない。

たとえば、地方公営企業法第7条の2第1項では、「管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が任命する。」と定めている。しかし、このような精神にしたがって、すぐれた識見と旺盛な企業家精神をもった管理者が必ずしも選任されていない。管理者が企業家精神のもち主であっても、行政機構のなかにまきこまれて企業家精神なりその手腕を十分発揮しえない場合が多い。また、企業であれば人員を極力切りつめ、それぞれの職場に適材を配置している。人件費にしても経営状態の良否にしたがって定められる。公営企業では職員数の決定や職員の配置にそれほどのきびしさがなく、給与にしても一般行政職の給与体系に引きづられて定められるというのが通例である。

受益者負担制度の利点は、負担を公平に配分し、あわせて、市場経済における価格の役割をはたして資源の適正な配分に役立つというところにあった。受益者負担制度がそのような機能を有効にはたすには、機構も能率的に財・サービスを提供しうるようにしくまれねばならないのである。課徴額が費用計算を行なった上で決定されても、それ以前に、いまいったような問題が解決されてい

## 都市財政の危機と課題

なければ、しくみのなかに含まれているロスが利用者に転嫁されて、正しい意味での価格の機能を期待しえないわけである。市が市場経済での企業に代って財・サービスを提供するというのであれば、このような面についての配慮なり努力も必要である。